

インターネットを利用して農薬を販売する場合には、必ず農薬販売届を提出してください。

農薬販売届を提出していない県外の業者が、インターネットのフリーマーケットサイトにおいて農薬を販売したため、警察に検挙される案件が発生しました。農薬取締法第17条では、農薬を販売しようとする方は、インターネットを利用して農薬を販売する場合においても、届出を行うことが義務付けられています（別紙、「農薬取締法、農薬取締法施行規則等関係資料」を参照）。

のことから、これから農薬を販売しようとされる方は、インターネットを利用する場合も含め、必ず農薬販売届を提出するようにしましょう。

農薬販売届の提出先は下記のとおりです。

【郵送または対面の場合】

〒 521-1301

滋賀県近江八幡市安土町大中 516

滋賀県病害虫防除所 電話 0748-46-4926

【電子メールによる届出の場合】

メールアドレス：gc70@pref.shiga.lg.jp

※農薬販売届の様式は、病害虫防除所のホームページのトップからダウンロードできます。

なお、農林水産省のウェブサイト（下記のURL参照）では、「農薬の販売」、「農薬の購入」についての留意点を掲載しています。これらの留意点を参考に、適切な農薬の販売をしていただくようお願いします。

<農林水産省ウェブサイトのURL>

「農薬の販売」 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku_hanbai.html

「農薬の購入」 https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/nouyaku_kounyuu.html